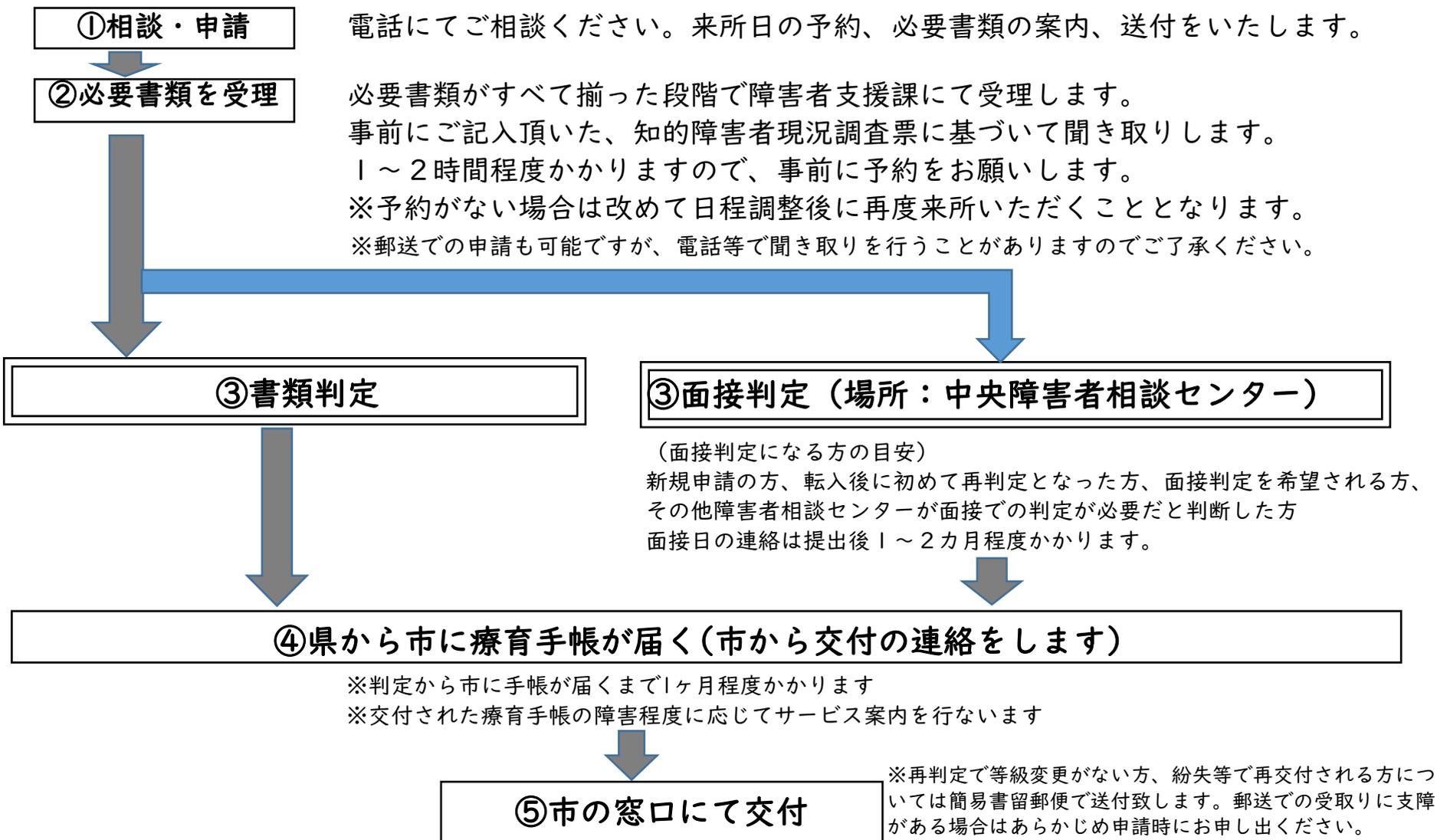


< 療育手帳交付までの流れ > (新規・再判定・転入) (18歳以上の方向け)



◆ 注意点 ◆

療育手帳は数年ごとに再判定が必要となります。その際、中央障害者相談センター及び八千代市役所から連絡は行いませんので、手帳に記載されている次の判定年月を確認のうえ、3ヶ月程前までに申請をしてください。八千代市内にお住まいの方や、八千代市外の障害者施設・介護保険施設に入所されており施設入所前に八千代市にお住まいだった方は、八千代市障害者支援課が申請窓口です。

療育手帳の交付申請をされる方へ(18歳以上の方)

手帳の申請に必要な書類は次の通りです。説明事項をよくお読みいただき、申請して下さい。

●必要書類

- 申請書 1通 ・申請者氏名は、本人または保護者の氏名をご記入ください。
- 顔写真 1枚 ・1年以内に撮影された上半身脱帽、無背景、厚手の光沢紙に印刷されたものに限りです。大きさは縦4cm、横3cmで、条件を満たしていればスナップ写真の切り抜きでも構いません。(白黒・カラーいずれも可)
・裏面に『八千代市』『氏名』『生年月日』を明記し、貼らずにお持ちください。
- 療育手帳(再判定等で、すでにお持ちの方のみ)
- 調査票・評価票 ・わかる範囲で構いませんので、ご記入ください。
- お薬手帳 ・お薬を飲んでいる方はお持ちください。
- 母子手帳・通知表・卒業アルバムなど(18歳以上で初めて療育手帳を申請する方のみ)
・療育手帳は18歳に到達する前に知的障害があった方に交付されますので、そのことが確認できる書類等が必要になります。

□ マイナンバー制度に伴う必要書類一式

<本人申請の場合>

- ① 個人番号カード(顔写真付きのカード)
- ② 個人番号通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
+
顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、障害者手帳、住基カード、在留カード)
- ③ 個人番号通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
+
いずれか2点(健康保険証、年金手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証)

<代理人申請の場合>

- 代理人の身元を確認する書類いずれか2点(個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、住基カード、在留カード、健康保険証、年金手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証)
+
本人の個人番号を確認できる書類いずれか1点(個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書)

●手続きの流れ

申請書、調査票・評価票は障害者支援課でお渡ししています。申請窓口は障害者支援課です。申請の際には、調査票・評価票をもとに1時間程度お話を伺います。後日、千葉県中央障害者相談センターで判定を行い、療育手帳が市を通して交付されます。詳しくは、裏面をご覧ください。

●注意点

療育手帳は数年ごとに再判定が必要です。その際、千葉県中央障害者相談センター及び八千代市障害者支援課から連絡はいきませんので、療育手帳に記載されている次の判定年月を確認の上、3か月ほど前までに申請手続きをしてください。

【問い合わせ】

八千代市役所 障害者支援課 障害者支援班

TEL:047(421)6741 FAX:047(483)2665

〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5